

# 公 告

公立大学法人島根県立大学統合学生情報システムの更新、及び、運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

2023（令和5）年8月10日

公立大学法人 島根県立大学  
理事長 山下 一也

## 1 提案競技に付する事項

### (1) 名称

公立大学法人島根県立大学統合学生情報システム（以下「統合学生情報システム」という。）の更新、及び、運用保守業務

### (2) 概要

ア 統合学生情報システムの導入業務（システムの設置・設定（ソフトウェアのカスタマイズを除く。）、操作教育、データ移行支援、運用テスト及び操作教育業務のことをいう。以下同じ。）

イ 統合学生情報システムに係るハードウェア及びソフトウェアの賃貸借及び運用保守業務

### (3) 仕様

「公立大学法人島根県立大学統合学生情報システムの更新、及び、運用保守に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (4) 提案価格の上限額

234,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 2 完了期限及び賃貸借期間

### (1) 統合学生情報システムの導入業務

完了期限 2024（令和6）年3月31日

### (2) 統合学生情報システムの賃貸借及び運用保守業務期間

2024（令和6）年4月1日から2030（令和6）年3月31日まで（6年間）を予定

## 3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

### (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第3条第1項の規定に該当しない

者であること。

イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア)目的

(イ)企業体の名称

(ウ)構成員の住所及び名称

(エ)代表者の名称

(オ)代表者の権限

(カ)構成員の出資の割合

(キ)構成員の責任

(ク)取引金融機関

(ケ)決算

(コ)利益金の配当の割合

(サ)欠損金の負担の割合

(シ)業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ス)業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ)解散後の瑕疵担保責任

(ソ)その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員のすべてが(1)のアからオまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 共通資格要件

提案競技に参加する者が統合学生情報システムを賃貸借することができない場合は、賃貸借できるリース会社と連名で提案すること。

#### 4 提案競技説明手続

##### (1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

###### ア 配布期間

2023（令和5）年8月18日（金）から2023（令和5）年9月22日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。）

最終日は午後12時まで

###### イ 配布場所（電子データ提供依頼先）

島根県浜田市野原町2433番2

島根県立大学 総務課（本部棟2階）

担当：矢富 e-mail：k-yadomi@admin.u-shimane.ac.jp

※配布期間内に上記担当者メールアドレスにご連絡ください。

##### (2) 提案競技説明会

実施しない（必要に応じ電子メール等での説明とする）

#### 5 提案競技参加資格確認手続

##### (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、3の参加資格を有すると認めたものに限  
り、提案競技に参加できるものとする。

###### ア 提案競技参加資格確認申請書

###### イ 会社概要書又は経歴書（共同企業体の場合は、構成員すべての会社概要書又は 経歴書）

###### ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書（共同企業体の場合は、構成員すべての 登記事項証明書又は身分証明書）

###### エ 直近の財務諸表（共同企業体の場合は、構成員すべての直近の財務諸表）

###### オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（共同企業体の場 合は、構成員すべての証明書）

###### カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（共 同企業体の場合は、構成員すべての納税証明書）

###### キ 国立大学又は公立大学における入試システム、教務システム又はグループウェ アの開発（導入）業務の受注実績を証する書類

###### ク 国立大学又は公立大学における入試システム、教務システム又はグループウェ アの運用保守業務の受注実績を証する書類

###### ケ 協定書（共同企業体の場合のみ）

###### コ 担当者届

サ 委任状

シ リース会社と連名で提案する場合は、リース会社に係る上記イからカまでに掲げる書類

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

2023（令和5）年9月15日（金）午後12時までに提出すること。

郵送の場合は書留とし、同日の午後12時までに必着のこと。

エ 提出先

13に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、2023（令和5）年9月19日付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 提出方法

質問は、以下の3回の期限ごとに文書（別添様式1）により電子メールにて提出すること。なお、必ず到着確認の電話をすること。

第1回締切：8/25（金） 第2回締切：9/1（金） 第3回締切：9/8（金）

★各回ともに午後3時まで

(2) 提出場所

13に同じ。

(3) 質問の最終提出期限

2023（令和5）年9月8日（金）午後3時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、以下の3回の期限ごとに電子メールにて提案競技に参加する全社に通知する。

第1回締切：8/25（金）分は9/1（金）

第2回締切：9/1（金）分は9/8（金）

第3回締切：9/8（金）分は9/15（金）

★最終回答期限 2023（令和5）年9月15日（金）

8 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を

提出すること。

(1) 提案書の内容

提案競技実施要領による

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による

イ 提出期限

2023（令和5）年9月22日（金）午後12時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、同日の午後12時までに必着のこと。

ウ 提出先

13に同じ

## 9 選定方法

(1) 別に設置する公立大学法人島根県立大学統合学生情報システム提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行う。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア システムの操作性に関する項目

イ システムの安定性に関する項目

ウ システムの保守性に関する項目

エ システムの拡張性に関する項目

オ システムの経済性に関する項目

カ システム開発・運用の確実性に関する項目

キ 情報セキュリティの確保に関する項目

ク システム管理者、利用者への教育指導に関する項目

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会事務局によるヒアリング及びデモンストレーションの依頼を行う。

(5) ヒアリング及びプレゼンテーションは、次の日程を行う。実施日時は、提案書提出者に対し別途通知する。

ア 実施日 2023（令和5）年9月25日（月）～9月29日（金）のうち指定する1日

イ 場所 島根県立大学の下記のいずれかのキャンパス又はオンラインで実施  
浜田キャンパス（島根県野原町2433-2）  
出雲キャンパス（島根県出雲市西林木町151）  
松江キャンパス（島根県松江市浜乃木7-24-2）  
※実施日及び場所の希望は受け付けません。

- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

#### 10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき

#### 11 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と公立大学法人島根県立大学財務及び会計に関する規則第31条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は行わない。

##### (4) 契約保証金

契約予定者が見積もった契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

##### (5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める

#### 12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びデモンストレーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

13 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号697-0016 島根県浜田市野原町2 4 3 3 番 2

公立大学法人 島根県立大学 総務課

担当 矢富

電話0855-24-2200 F A X 0855-24-2208

e-mail k-yadomi@admin.u-shimane.ac.jp